

京都市交響楽団ビジョン（仮称）検討会議開催要綱

（設置）

第1条 京都市交響楽団が、将来にわたって発展し続けるために、目指すべき方向性や目標を定める京都市交響楽団ビジョン（仮称）について協議するため、京都市（以下「甲」という。）と公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「乙」という。）で交わした「京都市交響楽団ビジョン（仮称）策定委員会の設置に関する確認事項」に基づき、京都市交響楽団ビジョン（仮称）検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

（組織）

第2条 会議は、委員12人以内をもって構成する。
2 委員は、甲乙協議のうえ選任し、市長が依頼する。

（任期）

第3条 委員の任期は、令和元年6月1日から令和2年2月29日までとする。

（座長）

第4条 会議に座長を置く。
2 座長は、甲及び乙が定める。
3 座長は、会議の進行を司る。

（招集）

第5条 会議は、座長、甲及び乙が必要と認めるとき招集する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、甲及び乙において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、甲及び乙が協議し定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。